

拝啓 社長殿

 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>



(中央公園のコスモス)

今回のテーマ	生命保険情報 第5号 郵政民営化後の簡易生命保険	AFP 前嶋真理
--------	-----------------------------	----------

平成19年10月1日に、日本郵政公社は民営化・分社化されます。

簡易生命保険契約についてはこれまで通り郵便局での取り扱いとなり、民営化を迎えるにあたって特別な手続を行う必要はありません。

しかし、現在加入している簡易生命保険及び民営化までに加入する簡易生命保険は、民営化後、保障内容を大きくする変更（保険金の増額、保険期間の延長等）ができなくなりますので、何らかの変更等をお考えの場合は、民営化前に確認されることをお勧めします。

**(1) 簡易生命保険の契約内容取扱など変更点**

	民営化前 (~平成19年9月)		民営化後 (平成19年10月~)	破綻時は 政府保証
新規契約	○ (手続できる)		× (手続できない)	
保障内容 の変更	変更増額	○※1	×	
	同種増額	○※1	×※2	
	減額・払済保険への変更	○※1	○ (但し、所定の要件あり)	
	保険期間延長	○※1	×	
	払い込み期間延長	○※1	×	
	年金額増額	○※1	×	
特約の 内容	増額	○※1	×	
	減額	○※1	○ (但し、所定の要件あり)	
	変更	○※1	×	
	途中付加	○	×	

(※1) 保障内容の変更、特約の変更については、加入から3年経過しないと取り扱いできないものがある為、加入した日から民営化（平成19年10月）までの期間が3年に満たない契約は、保障内容の変更、特約の変更ができません。その他、保険料の納付状況など要件がつくものもあるので、詳細の要件は個別に確認する必要があります。

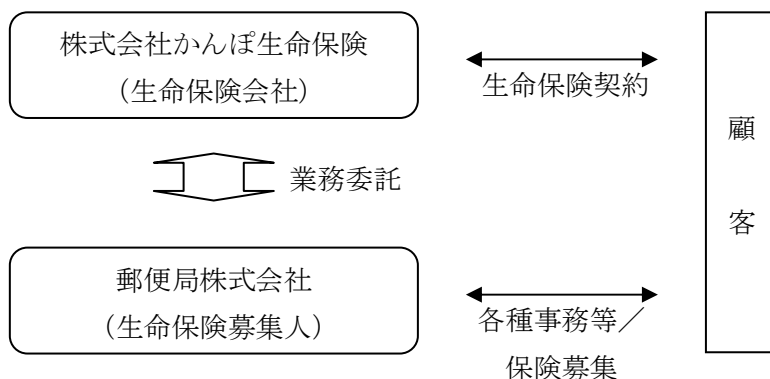
(※2) 勤労者財産形成年金貯蓄契約または勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するもの以外は同種増額はできません。

**(2) 民営化後の新しい生命保険サービス**

では民営化後の保険サービスはどのような形になるのでしょうか。

- ・郵便局を代理店として、生命保険サービスを提供
- ・郵便局の窓口で、契約、変更、請求などの手続可能

また、破綻時の保護制度は、他の生保会社と同様の保険契約者保護制度（生命保険契約者保護機構）による一定範囲内の保護となります。



<p>今回のテーマ</p>	<p>税制改正情報 第7号 税源移譲に伴う個人住民税の注意点</p>	<p>大久保 久美子</p>
---------------	--	----------------

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲が行われ、個人住民税については平成19年度分から、所得税については平成19年分から税率等が改正されました。そこで、今回は、個人住民税に関する注意点を中心にみていきましょう。

### 1. 税率の改正

平成18年度税制改正における税源移譲は、個人住民税と所得税の税率を改正すること等により、実施されます。個人住民税の所得割の税率は、3段階（5%、10%、13%）から一律10%に改正されました。一方、所得税については最低税率を5%に引き下げ、最高税率を40%にした上で、これまでの4段階（10%、20%、30%、37%）から6段階（5%、10%、20%、23%、33%、40%）の税率構造に改正されました。

### 2. 調整控除の創設

今回の改正により、個人住民税の税率と所得税の税率を合計した税率は、基本的には変わりません。しかし、個人住民税と所得税とでは、人的控除の額（基礎控除等）に差があることから税負担が増加するケースが生じてきます。個人住民税の人的控除の額は、所得税のそれよりも低く設定されています。このため、所得税よりも個人住民税の方が、課税の対象となる金額が多くなり、この多くなった部分の税率が5%から10%に引き上げられることとなるため、税負担が増してしまいます。

この、個人住民税と所得税の人的控除の額の差に基づく税負担の増加を調整するために、次の額を個人住民税の所得割額から控除することとしています。

- (イ) 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の者  
 下記①と②のいずれか小さい額の5%
  - ①人的控除額の差の合計額
  - ②個人住民税の合計課税所得金額
- (ロ) 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の者  
 $\{ \text{人的控除額の差の合計額} - (\text{個人住民税の合計課税所得金額} - 200 \text{万円}) \} \times 5\%$   
 ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

### 3. 住宅ローン控除に係る調整措置

平成19年分以降の所得税で、住宅ローン控除の適用がある場合、税源移譲による所得税額の減少により、これまで控除できていた金額が控除できないという問題が生じる場合があります。一方、個人住民税は増加し、税負担が増してしまいます。

そこで、減少した控除額を個人住民税から控除する措置が講じられることになりました。具体的には、次の算式で計算した場合において、控除残額が生じているものについては、翌年度の個人住民税の所得割額から控除残額に相当する額が控除されます。

- 下記①と②のいずれか少ない金額－税源移譲後の所得税額＝控除残額
- ①所得税に係る住宅ローン控除額
  - ②税源移譲前の所得税額

この措置は、平成11年から平成18年までに入居した者を対象としています。また、この措置の適用を受けるためには、毎年3月15日までに市区町村に申告する必要があります。

今回のテーマ	相続対策シリーズ③ 納税資金対策（財源確保の対策）	税理士 朝倉 令子
--------	------------------------------	-----------

### (1) 納税資金確保の必要性

ただ闇雲に相続税の節税対策を実行した結果、財産の評価額は下がり、納税額も減少したけれど、納税資金がなくなってしまったのでは節税対策を実行した意味がありません。自宅が主な相続財産の場合には、自宅を手放さなくてはならないといったことも起こりえます。そうならないためにも、納税資金対策は遺産分割対策と並んで重要な対策です。

相続税の申告期限は、相続の開始があったことを知った日から10ヶ月以内となっています。この10ヶ月という期間は、本当にあつという間に過ぎてしまいます。しかも、相続税の申告の際に土地の評価に使われる路線価は毎年8月にならないと発表されません。相続の開始日によってはわずかな期間で相続財産の価額や相続税額を計算しなくてはならない場合もあるわけです。

そのわずかな期間で納税資金の確保をしなければならなくなると、多額の現預金が残されている場合を除き、相続した不動産を売却するしかなくなります。そうすると、売り急ぎで足元を見られたり、さらには申告期限までに売却できないといった事態も考えられます。事前の納税資金の手当ては非常に大切な相続対策といえます。

### (2) 延納の注意点

相続税は金銭納付が原則ですが、延納や物納といった制度もあります。たとえば、とりあえず延納を申請しておいて、不動産が売却できたらその売却代金で一括納付する、という方法も考えられます。しかし、延納税額は元金均等払い（年賦均等払い）で、しかも利息がつきます。利子税といって原則として年6%（注）の割合で計算した利息を支払わなくてはなりません。元金プラス利子税の負担ができるだけの資金の源泉を確保しておく必要があります。毎年の利子税を含めた延納税額の納付ができるだけの確実な資金手当てがなされている場合にのみお勧めできます。

（注）延納の利子税の割合の特例

各分納期間の開始月の2ヶ月前の月の末日の公定歩合+4% < 7.3%の場合

$$\text{利子税率 (6\%)} \times \frac{\text{上記の公定歩合} + 4\%}{7.3\%} = \text{延納の利子税率 (0.1\%未満の端数切捨て)}$$

### (3) 物納の注意点

物納は、金銭での一括納付も延納もできない場合に選択できる制度です。物納できる財産は相続財産のどれでも良いというわけではなく、物納適格条件をクリアした財産が収納されます。貸宅地や自社株などといった財産を物納するのは非常に困難となります。

物納財産の収納価額は、相続税評価額です。ですから、時価が相続税評価額を下回るような場合には、物納が有利になります。また、物納した場合には、超過物納部分を除き譲渡所得税は課税されません。

しかし、物納を申請したものの、却下されることもありますので、物納だけに頼るのは危険です。やはり、金銭での納付が一番です。

### (4) 遊休地の活用

遊休地（未利用地等）をお持ちの場合には、2つの方法が考えられます。その土地を売却して相続税の支払いにあてる、あるいは物納するために保有しておく方法か、有効活用によって収益性を高める方法の2つです。

相続税の支払いにあてるために保有しておく場合には、遊休地のままで保有し続けるか、駐車場として賃貸する程度にとどめます。賃借人の権利が弱いため、立ち退きの問題等がおこらないからです。

一方、有効活用によって収益性を高めるには、賃貸マンションや賃貸ビルの建設、土地信託、定期借地権による土地の賃貸等の方法で有効活用を図ります。こちらの方法ですと、借地権や借家権が発生するため、土地や建設した建物の評価が下がるというメリットがありますが、逆に有効活用によって賃貸物件からの所得が発生するため、所得税が増加し、加えて本人の金融資産、すなわち相続財産が増加するという事態も考えられます。

ですから、有効活用による収入増を本人に帰属させない対策も必要となってきます。たとえば、相続人が不動産管理会社を設立して、有効活用により生ずる収益を相続人にも帰属させる方法をとる、といったことが考えられます。そうすれば、相続人の所得税が増加したとしても、相続人が受け取る収益は相続財産とはならず、しかも納税資金の確保にもつながります。

## ただいま『相続個別相談日』開催中！

### 今後の「相続個別相談日」

日時	場所	時間
平成19年9月26日(水)	当事務所 会議室	①9:00~11:00 ②13:00~15:00 ③16:00~18:00
平成19年10月3日(水)	当事務所 会議室	①9:00~11:00 ②13:00~15:00 ③16:00~18:00
平成19年10月15日(月)	当事務所 会議室	①9:00~11:00 ②13:00~15:00 ③16:00~18:00
平成19年10月25日(木)	当事務所 会議室	①9:00~11:00 ②13:00~15:00 ③16:00~18:00
平成19年11月6日(火)	当事務所 会議室	①9:00~11:00 ②13:00~15:00 ③16:00~18:00
平成19年11月16日(金)	当事務所 会議室	①9:00~11:00 ②13:00~15:00 ③16:00~18:00
平成19年11月29日(木)	当事務所 会議室	①9:00~11:00 ②13:00~15:00 ③16:00~18:00
平成19年12月7日(金)	当事務所 会議室	①9:00~11:00 ②13:00~15:00 ③16:00~18:00

次号の予告

- 1、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の改正点について
- 2、相続対策シリーズ④

(※尚、テーマについては変更になる場合もございますので、  
ご了承下さい。)

**ar** 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市洪崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

